

# 豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、豊中市新・産業振興ビジョンの考え方にもとづき、市内事業者が生産性・付加価値の向上につなげるための取組みを行う場合、市が応援金を交付することにより、市内事業者の経営状況の下支えや成長促進を支援することを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

## (定義)

**第2条** この要綱において、事業者とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者。
- (2) ビジネス的事業運営に取り組むNPO等。

## (対象者)

**第3条** 本応援金を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年七月十日法律第百二十二号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者は除く。

- (1) 前条で掲げる事業者該当し、市内に本店所在地又は主たる事業所を有し、市税を完納している者。ただし、非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす。
- (2) 豊中商工会議所（以下「会議所」という。）が指定した専門家から高付加価値化計画に関する指導等を受けた者。

## (対象事業)

**第4条** 補助の対象となる事業（以下、「対象事業」という。）は、前条に掲げる者（以下、「対象者」という。）が実施する事業であって、対象者にとって生産性・付加価値の向上につながる事業とする。

2 前項の事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 応援金交付決定以降に実施されるものであること。
- (2) 応援金交付申込みが行われる年度の市長が定める日までに市への実績報告がされるものであること。

## (対象経費)

**第5条** 補助の対象経費は、前条の事業に要する経費のうち、別表1に規定する経費とする。

#### (応援金額)

**第6条** 補助率は4分の3、応援金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。

- (1) 補助の対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額
- (2) 300,000円

2 前各項の応援金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる

#### (応援金交付の申込み)

**第7条** 応援金交付の申込みは、豊中市商品高付加価値化応援金交付申込書(様式第1-1号)に別表2「添付書類一覧」に掲げる添付書類を添えて、指定された期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

#### (応援金の交付決定)

**第8条** 市長は、前条の申込書の提出があったときは、内容等を審査し、第6条に規定する応援金の交付の可否を決定し、応援金の交付が適当であると認める場合は、豊中市商品高付加価値化応援金交付決定通知書(様式第2-1号)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、交付が不相当であると認める場合は、応援金の不交付決定を行い、豊中市商品高付加価値化応援金不交付決定通知書(様式第2-2号)により申込者に通知するものとする。

#### (補助対象事業への支援)

**第9条** 会議所は、前条の規定による交付決定を受けた申込者(以下「補助対象事業者」)に対し、豊中市商品高付加価値化応援金に係る事業支援計画書(様式1-4号)に基づく実行支援を行わなければならない。

#### (変更の届出)

**第10条** 補助対象事業者は、応援金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、以下の書類を提出して、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- (1) 豊中市商品高付加価値化応援金交付変更承認申込書(様式第3-1号)
- (2) 豊中市商品高付加価値化応援金変更実施計画書(様式第3-2号)
- (3) 豊中市商品高付加価値化応援金変更予算書(様式第3-3号)
- (4) その他市長が定める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、変更承認の可否を決定し、豊中市商品高付加価値化応援金変更承認通知書(様式第4号)により通知する。

#### (実績報告)

**第11条** 補助対象事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに豊中市商品高付加価値化応援金実績報告書(様式第5-1号)に別表3に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

#### (応援金額の確定)

**第12条** 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる補助対象事業の成果が応援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて、当該報告書等の審査等を行うことにより、調査し適合すると認めるときは、交付すべき応援金の額を確定し、豊中市商品高付加価値化応援金交付確定通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

#### (応援金の交付請求)

**第13条** 応援金の交付を受けようとする補助対象事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに豊中市商品高付加価値化応援金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項で定める応援金の額は、第6条に規定する応援金交付決定額を上限とする。ただし、第10条第2項の変更決定を受けた場合は、前段の規定にかかわらず、変更承認通知書の変更交付決定額を上限とする。

#### (応援金の交付)

**第14条** 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に当該応援金交付請求書に係る応援金を交付するものとする。

#### (成果の発表)

**第15条** 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の成果について、当該補助対象事業者に発表を求めることができる。

#### (決定の取消し)

**第16条** 市長は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、応援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 応援金を当該補助対象事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 応援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 応援金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により応援金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が応援金を取り消す必要があると認めるとき。

#### (応援金の返還)

**第17条** 市長は前条の規定により応援金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る応援金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

#### (加算金及び延滞金)

**第18条** 補助対象事業者は、前条に規定する応援金の返還を求められたときは、応援金規則第14条の規定を準用するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

**(他の応援金等との併用制限)**

**第19条** 申込者が国、府又はその他の公共団体等から、補助の対象経費について応援金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する応援金の交付を併用して受けることはできない。

**(協力)**

**第20条** 市長は、本応援金の申込者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

**(この要綱に定めがない事項)**

**第21条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和4年 4月1日から実施する。

(別表1)

補助の対象となる経費は、以下の経費とする。

謝金（会議所が指定した専門家への謝金・コンサルタント費用に限る。）
外注費 （動画制作費、パッケージデザイン料・印刷費用・マーケティングリサーチ費用に限る。）

(別表2)

応援金の交付申し込みの添付書類は、以下の書類とする。

豊中市商品高付加価値化応援金 商品高付加価値化計画書（様式第1-2号）
豊中市商品高付加価値化応援金予算書（様式第1-3号）
豊中市商品高付加価値化応援金に係る事業支援計画書（様式第1-4号）
豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類（写）
豊中市税の完納を証する書類

(別表3)

応援金の実績報告のすべての事業に共通する添付書類は、以下の書類とする。

豊中市商品高付加価値化応援金内容報告書（様式第5-2号）
豊中市商品高付加価値化応援金決算書（様式第5-3号）
支払いが完了したことがわかる書類
成果がわかる資料
その他市長が必要と認める書類